

『R5年度税制改正法人税（1） 暗号資産の評価の見直し』

暗号資産には活発な市場が存在しているが、内国法人が有する暗号資産は期末に時価評価され、評価損益は課税対象となっている。まだ担税力のない法人にも課税され、ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害しているとの指摘があるほか、企業の海外への流出を促す結果となっている。そのため今回の改正では、以下の要件に該当する暗号資産は期末時価評価課税の対象から除外することとなった。法人税法上は原価法での評価となる。

1) 自己が発行し、その発行時から継続して保有している暗号資産

2) 発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われている暗号資産

○他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられている ○一定の要件を満たす信託の信託財産としている

また、暗号資産の取得価額の算定方法のうち、自己が発行した暗号資産については、発行に要した費用の額が取得価額となる。そのほか、暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡において、その譲渡の日が属する事業年度終了の時までにその暗号資産と同種類の暗号資産の買戻しをしていない場合は、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上することとなった。



『協会けんぽ保険料率改訂案 全国平均は再び据え置きに』

全国健康保険協会（協会けんぽ）の令和5年度の新しい保険料率は、3月分（4月納付分）から適用となる。全国平均の保険料率は令和4年度に続き、5年度も再び据え置きとなった。収支見込が3,000億円弱の黒字ではあるものの、前年度は6,000億円を超える黒字であり半減していること、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政的な赤字構造が解消されていないこと、後期高齢者支援金が増加することなどもあり、全国平均としては据え置きが妥当という判断となったようだ。

都道府県別の保険料率は静岡県のみ現状維持となり、引き上げられるのは13都府県、引き下げられるのは33道県となる。改定後の都道府県別保険料率を見ると、もっとも高いのは佐賀県で10.51%、ついで福岡県が10.36%、熊本県が10.32%で続いている。もっとも低いのは新潟県で9.33%、ついで長野県が9.49%、福島県が9.53%となっている。佐賀県と新潟県の保険料率の差は、前年度には1.49%であったが、今回の改定により1.18%に縮小している。

また、介護保険料率は1.64%から1.82%に引き上げられるため、保険料率が引上げとなる13都府県ではさらに保険料負担が増加することになる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます